

平成30年度福島県立特別支援学校臨時的任用教員募集のお知らせ

福島県では、県立特別支援学校の臨時的任用教員（常勤・非常勤）の申込みを随時受け付けています。希望される方は、下記の要領にしたがって、申込みをお願いします。

1 募集職種

県立特別支援学校の常勤講師・時間講師（全教科・科目）・実習助手または寄宿舎指導員

2 応募資格

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者。

(1) 下表に掲げる免許状を有する者

特別支援学校 常勤講師・時間講師	小・中・高等学校いずれかの教諭普通免許状 〔特別支援学校教諭普通免許状（旧盲・聾・養護学校教員免許状）を 所有していることが望ましい〕
---------------------	---------------------------------------------------------------------------

なお、平成21年4月1日に教員免許更新制度が導入されたことにより、既に更新講習修了確認期限を迎えた方は、都道府県教育委員会が発行する更新講習修了確認証明書等がなければ、教職に就くことは出来ません。

また、次の生年月日の方は、教員免許更新講習修了確認の申請期限（以下、「申請期限」という。）までに更新講習を修了して更新講習修了確認申請をしてください（延期、免除の申請も含む）。申請期限内に手続きをしなければ、修了確認期限までに免許状を更新できなくなるので、十分注意してください。

生年月日	申請期限	修了確認期限
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年1月31日	平成30年3月31日
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年1月31日	平成31年3月31日

(2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者。

<身体に障がいのある方へ>

身体に障がいのある方（身体障がい者手帳1級～6級の方を含む。）についても、上記の資格があり、教員としての職務の遂行が可能な方は、応募することができます。

3 任用期間

任用期間は欠員の状況等によって変わります。

4 申込手続き

(1) 申込期日

平成30年2月2日（金）必着

(2) 提出書類

- 希望する職種により、提出書類が異なります。
提出書類一覧で確認の上、必要書類を下記宛先まで提出してください。
以下の様式は、ダウンロードして使用してください。

志願書・職歴（Excel）、身体検査書（PDF） 号級決定計算書（Excel、記入例 PDF）

(3) 提出先

〒960-8688 福島市杉妻町2-16
福島県教育庁特別支援教育課 管理担当
（朱書きで「臨時的任用教員志願書」と記入してください。）

5 採用

欠員等により任用の必要が生じた際には、その都度、応募者の中から任用条件等を考慮して該当者に連絡し、書類選考、面接等を経て採用の可否を決定します。

採用の場合は、平成 30 年 2 月下旬～3 月中旬頃までに連絡する予定です。

6 勤務条件（一覧はこちら）

(1) 常勤講師（期限付養護教諭は常勤講師に準ずる。）

- ア 勤務時間 週当たり 38 時間 45 分（1 日 7 時間 45 分）
- イ 給 与 基本給与 4 年制大学新卒の例 月額 208,104 円（平成 29 年 4 月採用の実績）
- ウ 諸 手 当 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、退職手当（勤続 6 ヶ月以上の場合）
- エ 休暇等 年次有給休暇（採用月数に応じて付与。）、病気休暇、忌引休暇、夏季休暇等

(2) 時間講師

- ア 勤務日・勤務時間 校長が定めます。
- イ 報 酬 勤務時間に応じて支給。時給 2,550 円（平成 29 年 4 月採用の実績）
- ウ 諸手当 通勤手当に相当する附加報酬
- エ 休暇等 年次有給休暇（週当たりの勤務日数により付与。最大 10 日（任用期間が 6 月以上の者）

7 その他

- (1) 小・中・高等学校及び市立の特別支援学校との重複の申込はできません。
- (2) 志願書の内容等に変更が生じた場合には、応募書類提出先へ連絡してください。

お問い合わせ

福島県教育庁特別支援教育課

〒 960-8688

福島県福島市杉妻町 2 番 16 号（県庁西庁舎 9 階北側）

TEL / 024-521-7765（管理担当）

E-Mail / k.tokubetsushien@pref.fukushima.lg.jp